

## 専門委員会規定

### (目的)

第1条 本連盟規約第26条及び第27条に基づき、専門委員会の運営について必要な事項を定める。

### (構成)

第2条 本連盟に、次の専門委員会を置く。

- 1 総務専門委員会
- 2 アルペン専門委員会
- 3 ジャンプ専門委員会
- 4 クロスカントリー専門委員会
- 5 教育専門委員会

### (運営)

第3条 専門委員会は、部内理事会の決定に応じ、各部担当常任理事（部長）の指示に従って業務の推進にあたる。

### (委員)

第4条 専門委員会の委員は、本連盟の会員の中から各部で選任する。

- 2 委員長は委員の互選とし、必要に応じ副委員長を置くことができる。
- 3 委員会に、業務を円滑に運営するため小委員会を設置することができる。
- 4 小委員会には、小委員長及び副小委員長を置くことができる。
- 5 小委員長、副小委員長は、担当理事の了承を得て委員長が委嘱する。

### (業務)

第5条 専門委員会が共通して行う業務は次のとおりとし、各専門委員会の個別業務については、別に定める。

- 1 計画立案及び予算・決算資料の作成
- 2 計画に基づく準備と実施
- 3 その他必要なこと

### (会議)

第6条 委員会及び小委員会は、委員長が招集する。

ただし、特に必要な場合は、委員長の了承を得て、小委員長が小委員会を招集することができる。

- 2 必要あるときは、委員会及び小委員会に担当理事が出席することができる。

### (改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の議決による。

附則1 この規定は、平成27年8月1日より施行する。

なお、この規定の施行に伴い、平成12年5月22日改正施行の規定は廃止する。

- 附則2 この規定は、令和4年8月28日より施行する。

## 専門委員会細則 一 全部改正案

(目的)

第1条 専門委員会規定第5条に基づく各専門委員会の個別業務について必要事項を定める。

(業務)

第2条 各委員会の個別業務は、次のとおりとする。

1 総務専門委員会

- (1) 文書の作成・収発・保管に関すること
- (2) 物品・財産の管理に関すること
- (3) ホームページの管理に関すること
- (4) 事務所の管理に関すること
- (5) 総会、理事会、常任理事会に関すること
- (6) 予算・決算及び会計の出納に関すること
- (7) 加盟団体及びSAJ・SAHに関すること
- (8) 各種登録に関すること
- (9) 各委員会の連絡調整に関すること
- (10) 他の委員会に属さない事項に関すること

2 アルペン専門委員会

- (1) 本連盟主催・主管のアルペンスキー競技関係行事に関すること
- (2) アルペンスキー競技選手の強化に関すること
- (3) ジュニア選手の育成に関すること
- (4) 公認競技会及び施設の認定・公認に関すること
- (5) その他アルペンスキーに関すること

3 ジャンプ専門委員会

- (1) 本連盟主催・主管のジャンプ競技関係行事に関すること
- (2) ジャンプ競技選手の強化に関すること
- (3) ジュニア選手の育成に関すること
- (4) 公認競技会及び施設の認定・公認に関すること
- (5) その他ジャンプに関すること

4 クロスカントリー専門委員会

- (1) 本連盟主催・主管のクロスカントリースキー競技関係行事に関すること
- (2) クロスカントリースキー競技選手の強化に関すること
- (3) ジュニア選手の育成に関すること
- (4) 公認競技会及び施設の認定・公認に関すること
- (5) 検定・講習会に関すること
- (6) その他クロスカントリースキーに関すること

5 教育専門委員会

- (1) 基礎スキー・スノーボードの普及及び強化に関すること
- (2) 本連盟主催・主管の基礎スキー・スノーボード競技関係行事に関すること
- (3) 基礎スキー・スノーボード指導者の育成並びに強化に関すること
- (4) 公認資格者の審査・認定に関すること
- (5) 各種検定会、講習会に関すること
- (6) 公認指導員等の資質向上に関すること
- (7) 公認スキー学校に関すること
- (8) その他基礎スキー・スノーボードに関すること

教育専門委員会業務とする

- (1) スキー・スノーボードの傷害安全対策の普及指導に関する事
- (2) スキー場の安全対策に関する事
- (3) 各種スキー・スノーボード関係行事への協力に関する事
- (4) その他スキー・スノーボードの安全対策に関する事

(改廃)

第3条 この細則の改廃は、理事会の議決による。

附則1 この細則は、平成27年8月1日より施行する。

なお、この細則の施行に伴い、平成7年10月31日改正施行の細則は廃止する。

附則2 この細則は、令和4年8月28日より施行する